

立ち入り調査のときに立ち会って、米軍が立ち会うんじゃないかと。米軍がやるわけでしょう。だれが見てもこれはおかしいでしょう。立ち入り調査をやっても、ただ、それでは市は立ち会うだけじゃ、こういうものは、やはり私かえた方がいいと思うんですけれども、そういうことは、考えはあるのかなのか、その点もお聞かせいただきたいと思ひます。

同時にこの際、次に三回で申しまいだなんて言いかねませんので、言っておきますけれども、結局この基地の排水問題、給水問題もそうなんですけれども、当初五十三トンなんていうことで始まったわけですが、あれども、一世帯の排水量五十三トンというところで米軍側が申し入れてきたんですよ。ところが、実際にはえらい違いがあったわけなんですけれども、そうしたものを検証してこなかったということにも大きな問題があるだろうし、住宅部分の排水は、低くカウントされればされるだけ、基地の武蔵野側の方は総体的に大口使用の分がふえるんだというような考えが、私が言うまでもなくあったと思うんです。そんなことからこういうものを正確に計ろうという問題が、市当局の中には出てこなかったんじゃないかと思うんです。やはり私は、正確に計るべきものは正確に計っていく必要があると思ひますし、基地に対して何となく遠慮する、そうした状況が続いてきた結果、私はこういうことが生まれたんだと思うんです。そういう点では、やはりきちんと、厳しく対処していただきたいと思ひます。当然、前にも申しましたように大口一本扱い、これが私は基地に対しての扱いとしては当然だと思ひます。現に水道がそのようになってるじゃないですか。武蔵村山側は、水道に給水しても年間三十何万トン、ちゃんとそれは一本でやっているでしょう。住宅に給水しても、それと同じように扱うのが当然だと思ひます。そのことだけ、そういうふうにする考えはないかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（村尾榮次君） 四時十分まで休憩いたします。

午後三時五十六分 休憩

午後四時 十分 開議

○議長（村尾榮次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○建設部長（森田 進君）

何点かにわたって御質問をいただいておりますので、御答弁申し上げます。

まず一つは、市内における共同住宅とか、あるいはその事業所としての個別メーター、それと大口メーターとの比較において、どの程度市民が利益を受けているかと、そういうことでございしますが、大変恐縮でございしますが、この点については手元に資料がございませんので、ひとつ御容赦いただきたいと思います。

それから二点目は、事業所内におけるメーターが、いわゆる事業所分、あるいはその住宅分、それぞれ水道の場合に別だろうと、そういうことでございしますが、確かに御指摘のとおりでございまして、そういうところがほとんどだと思います。ただ、一つの事業所の中にある社宅と、そういう関係からすれば、横田基地についてはそれぞれ住宅にはメーターがついてございせんから、全く同じ次元で考えていいものだろうと、そのように思っております。

それから三点目といたしまして、先ほど私の方から申し上げました補修箇所の年次別の内訳でございすけれども、これもちょっと今手元に資料がございませんので、ひとつ御容赦いただきたいと思います。

それからもう一つ、六十二年度の横田基地の月別排水量でございしますが、順を追って申し上げますと、二月、三月でございしますが、西住宅地区については四万六千立米、それから武蔵野地区については十四万七千立米、合計で十九万三千立米でございす。それから四月から五月につきましては、西住宅地区が四万五千立米、それから武蔵野地区が十五万二千立米、合計で十九万七千立米でございす。それから六月から七月期につきましては、西住宅地区が四万七千立米、それから武蔵野地区が十六万一千立米、合計で二十万八千立米でございす。それから八月から九月期につきましては、西住宅地区が四万七千立米、それから武蔵野地区が十四万六千立米、合計で十九万三千立米でございす。それから十月から十一月期でございす、西住宅地区が四万九千立米、それから武蔵野地区については十二万九千立米、合計で十七万八千立米でございす。それから十二月から一月期につきましては、西住宅地区で五万八千立米、それから武蔵野地区で十三万五千立米、合計で十九万三千立米でございす。

それからあと、立ち入り検査の検査員が米軍ではおかしいんじゃないかと、そういうふうな御指摘でございす。

ざいますが、この点については、この協定当時から、特に基地の中についてはああいっただ特殊な施設というようなことも、一応配慮があったであろうと思いますが、こういうふうな形になっております。この点については、若干研究をさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

○十一番（松山 清君） 要望で、またこのことの細かいことについては、また次か適當なときにいろいろやって、お調べいただくような数字は、また今後調べていただくというふうなこともしたいと思ひますので、ひとつそういうふうにお願ひしたいと思います。

ただ、市長はなぜその、メーターを交換したから流量がふえたんだというふうにおっしゃらないのか、まことに不思議なんです。増加したのは人口の増加と改善要求にこたえてもらったからだというのが、市長の言う増加の理由なんだよね。しかし、御承知のように、建設委員会なりなんかで、メーターがおかしから交換するんだということを言っているわけなんで、どうしてそういうことを、何て言いますか、メーター交換したからふえたんだというふうに言えないのか、まことに不思議なわけで、今さらそういうことを言わなかったからってしょうがないことなんで、そういうことを最初にはっきりおっしゃっていただければ、私は人口の増加がどうの、改善した場所がどうだというんじゃないかと、もっとこういうふううに、メーターが交換したから流量がきちっと正確に計れるようになってふえたということであれば、当然、前のメーターは防衛が設置したわけだから、当然遡及して私は、何とかせいというぐらいの強い要求をして当たり前だろうということをお聞きしたかったわけですね。ところが市長はメーターのことについては言いませんので、なお何か複雑になってしまったわけですが、しかし、いろいろわかりましたので、大変参考になりました。

それから今、基地の排水の問題で月別に出していただいたんですけれども、これを見ましても、先ほどの数字等を見ましても、基地のいわゆる地下水の汲み上げというのは、福生の給水量、それから排水量の差し引きでいきましても、百万トンを超すようなものを汲み上げていることは、間違いない事実だと思ひます。武蔵村山側のは給水、それから処理場の関係では別な形だというふうに考えられますので、べらばうな量の汲み上げが、ずっと十何年続いているわけですね。こういうことについてもやはりきち

と、汲み上げ量についてもやはり追求していくという姿勢が必要だろうと思ひます。

なぜかと申しますと、市民は、例えば六十二年度でいけば、大変やっぱり節水をしているように思ひます。例えば七月でいけば、六十一年度は市民全体で五十九万八千四百トン給水されているんです。それで六十二年は五十七万七千七百トン、前年に比較して九六・五%なんです。八月は六十一年が六十万三千九百トンに対して、六十二年は五十九万一千四百トン、九七・九%。これははっきり、市民が節水しているというのが大きな数字であらわれているわけですね。ところが、基地の方はどうもそうじゃないんですね。地下水を汲み上げほうだい汲み上げているというふうに見えちゃうんです。特に西住宅地区等でいけば四万七千ですか、六月、七月四万七千、八月、九月四万七千、それで前年はといえ、六月、七月六十一一年は三万九千、八月、九月四万三千ですから、市民は一生懸命節水していたわけですが、基地の方はただの地下水を汲み上げほうだい汲み上げて使っていたというのが、この排水量から推して、一つの数字だろうと思ひます。西住宅地区については特にそうしたものが顕著に見えるわけですね。住宅が主としてなっているんです。これ以上明らかにありやうがありませんけれども、事実基地の中のプール等が、実際に使われなかったという話も私自身聞かないけれども、そういう実態があったのかどうかわかりませんが、とにかくこういうふうな、市民は節水しても基地の中はジャブジャブと地下水を汲み上げてやっているというふうなこともあるわけで、地下水の汲み上げについてもやはりきちんと、だめなんだというんじゃないかと、給水をした時点から立ち返れば、当然市が掌握しなければならぬ問題だろうと思ひます。これは、市政の担当者がかわっても、やはりやっていかなければならぬ福生市の個有のものではないかなというふうに思ひます。そういう点でも今後、そういう面についても一層の力をといますか、目を向けるようにひとつお願ひしたいと思います。

それから、今後この細かい数字的な、共同住宅の問題等については、別なまた時間を移したところでやりたいと思ひますが、いずれにしても三千数百万、この大口・小口扱いによって基地に、二条二項の適用によって拡大解釈をしておまけしているわけですよ。これは、よく国の予算の思ひやり予算といひますけれども、まさに福生市の、基地に対するまぎれもない思ひやりそのものだと思うんです。確かに

金を出しているわけじゃないけれども、私はまけていと思うんです。無理やり拡大解釈をしてこれを利用していると。三千数百万ですよ。これがもう十年も続いているわけですから、大変な金額だと思わす。

当時、この基地排水の下水を出発する時点に当たって、すべて大口で供給すれば基地は数年間にわたって公共下水を使わないというふうになっている。そうじゃ困るんだ、だから大口小口の扱いでもいいんだ。つないでもらった方が料金が入るんだというふうに言いましたね。さらにこのときつけ加えて、西側住宅部分については住宅のみだからそれでいくんだと言ったわけです。しかし、西側住宅部分で済むわけじゃないですね。武蔵野側の住宅部分も小口扱いにさせられる。だから、一たんこういう無謀な要求に譲歩すればどうなるかというのは、これははっきりしているわけです。それで今日、単純計算でいけば三千万、毎年おまけを、この二条二項の適用によって小口扱いにやってお金が取れなかったと。もう十年なら三億でしょう。それを考えれば、基地が数年間この下水をつながないなんてつばったところで、その差し引きしても、今日の時点からもし数年間つななかったという差し引きをしても、まあほぼ同じような金額になるんじゃないですか。当然流域下水道に支払う分、今日三十何円ですかあるわけですから、差額を考えても、そんなに違わない数字で、おまけしてきた数字と、基地がもしそういうことも、実際のつばれるわけじゃないんですけど、数年間つななかったというようなことでの減収分と差し引きしても、もし今日そうだとすると、とんどの金額だと思わす。だとすれば、これから十年目、十一年て十二年目とやっていると、毎年このことによって福生市は三千数百万、場合によっては五千万になるか、しれませんが、この流量がふえることによって。そうしたお金を、基地の排水処理によって、取るべきお金を取れないということになるわけです。

だから、私再三申し上げていきますように、二条二項の中に「ただし横田基地を除く」というこの十字ぐらいのものを入れてごらん下さい。従わざるを得ないでしょう、横田基地は。そう入れられた場合に、福生市の下水道使用料条例に従うというふうになっているわけですから。なぜだったその十文字を入れられないですか。横田基地をただし除くと。それを入れないために、今後毎年三千万からのものが、大口使用

で当然取れるべきものが取れないわけですから、これは次の市長、市政運営する方にもいえるわけですが、私も、私はこの八年間、田村市長がやってきて、当然最後にこれぐらいのことをやって、私はあれされたりいいんじゃないかなと思います。この問題については、引き続き次の市政担当者にも当然やらなきゃならないと思いますけれども、私はそのことだけはっきり申し上げておきたいと思っています。今後三千万以上、毎年思いやりという形で横田基地にあげてやるような形に、結果的にはなるわけですから、そのことだけはっきり申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は三月九日午前十時から開きます。

本日はこれをもって延会といたします。

午後四時二十五分 延会

⑦

福生市告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和六十三年第一回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和六十三年三月一日

福生市長 田 村 匡 雄

⑧

一 期 日 昭和六十三年三月八日

二 場 所 福生市議会議場

⑦

福総庶発第三千二百四十六号

昭和六十三年三月一日

福生市長 田 村 匡 雄 ⑧

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

議案の送付について

昭和六十三年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第三号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

二 議案第四号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三 議案第五号

福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

四 議案第六号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

五 議案第七号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

- | | | |
|----|---------|----------------------------------|
| 六 | 議案第八号 | 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例 |
| 七 | 議案第九号 | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 八 | 議案第十号 | 福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例 |
| 九 | 議案第十一号 | 福生市都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 十 | 議案第十二号 | 福生市国際交流基金条例 |
| 十一 | 議案第十三号 | 福生市自転車駐車場設置条例 |
| 十二 | 議案第十四号 | 昭和六十二年福生市一般会計補正予算(第六号) |
| 十三 | 議案第十五号 | 昭和六十二年福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号) |
| 十四 | 議案第十六号 | 昭和六十二年福生市老人保健医療特別会計補正予算(第三号) |
| 十五 | 議案第十七号 | 昭和六十二年福生市下水道事業会計補正予算(第五号) |
| 十六 | 議案第十八号 | 昭和六十三年福生市一般会計予算 |
| 十七 | 議案第十九号 | 昭和六十三年福生市国民健康保険特別会計予算 |
| 十八 | 議案第二十号 | 昭和六十三年福生市老人保健医療特別会計予算 |
| 十九 | 議案第二十一号 | 昭和六十三年福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業 |

会計予算

- | | | |
|-----|---------|---------------------|
| 二十 | 議案第二十二号 | 昭和六十三年福生市下水道事業会計予算 |
| 二十一 | 議案第二十三号 | 昭和六十三年福生市受託水道事業会計予算 |
| 二十二 | 議案第二十四号 | 市道路線の認定について |
| 二十三 | 議案第二十五号 | 市道路線の廃止について |

陳情第六十三―一号

「ひまわり作業所」に対する補助金交付に関する陳情書

(陳情の趣旨)

日夜行政推進に努力されておりますことを感謝申し上げます。

さて、私たちは福生、羽村、瑞穂地区に居住する精神障害者でもつて昨年十月より福生市熊川一三一五番地第三一七二号(第三都営住宅)に「ひまわり作業所」を開設いたしました。幸い東京都より六十三年度から補助金が交付されることになりましたが、しかし、現実の事業運営は厳しい状況下にあります。他市においても同様の施設に対する補助金が交付されており、当市でもぜひ補助していただきますよう陳情する次第でございます。

昭和六十三年二月二十二日

陳情者

福生市熊川九五―三四七

精神障害者家族会

ひまわり作業所長

山崎正三 印

福生市議会議長

村尾栄次殿

陳情第六十三―二号

保健、医療、福祉の拡充に関する陳情書

(陳情趣旨)

- 一 東京都保健医療計画の策定にあたり、二次医療圏は原則として区市町村行政区ごとに設けるよう東京都に要望されたい。
- 二 病気の早期発見・早期治療を目指し、健康診断の検診内容を充実して受診者数をふやされたい。

三 在宅の患者に対する付添看護の適用拡大、訪問看護など在宅医療サービスを拡充されたい。

四 地域医療を充実する観点から特別養護老人ホームの増設と通所施設の併設、家庭奉仕員による介護、給食、入浴、洗濯サービスの回数を増加するなど老人福祉対策を拡充されたい。

(趣旨説明)

人口の高齢化、慢性疾患の増加が進行し、また一極集中型の都市計画による地価高騰が住宅事情を悪化させ、核家族化の進行などとあわせて患者を抱えた家庭の介護力の不足をもたらすなど社会的不安が増大しています。

一方、こうした状況にもかかわらず、厚生省が六月に発表した「国民医療総合対策本部中間報告」は、国民に「自らの健康は自分で守る」「自分の病気は自らが治す」という「セルフ・ケア」の観点を求め、給食費に「快適サービス」と称して差額徴収を導入するなど、国民に一層の負担を押しつけ、健康と生活を脅かしています。こうしたことから自治体が住民の健康を真剣に考えなければならない状況にあり、区市町村における標記保健、医療、福祉施策の拡充がますます重要になっています。

医療計画については、都がその作成を急いでいますが、東京都保健医療計画調査会(都衛生局長諮問機関)の二次医療圏案では、すべての地域で一般病院病床の増床ができない模様です。

医療計画は都民がどこに住んでいても身近な医療機関で最善の医療が受けられるように自由、平等、自立、自治の原則を貫く観点から、超高齢社会への展望を持った計画でなくてはなりません。

健康診断については、保険財政が逼迫している折からとりわけ重要です。厚生省は受診を抑制して医療費を減らそうとしますが、これでは、症状を重くして医療費を増大させてしまいます。岩手県沢内村の例に見るまでもなく医療機関にかかりやすくして、病気